

県産材普及をめざす協議会規約

(各称)

第1条 本会は県産材普及をめざす協議会（以下「本協議会」）という。

(目的)

第2条 本協議会は、高知県木材普及推進協議会のもとに設置され、木造住宅の普及とともに、医療・福祉・介護の分野での施設整備における高知県産木材を使用した木造化、木質化の促進について、必要な活動に取り組む。

(組織)

第3条 本協議会は委員によって構成され、別に事務局を設ける。

- (1) 委員の中から会長1名、副会長2名を互選する。
- (2) 事務局は局長1名、次長1名とし、必要に応じて作業班をおく。
- (3) 本協議会委員及び事務局構成員は別表の通りとする。
- (4) 委員、事務局構成員の任期は一年間とする。

(運営)

第4条 本協議会は会長によって招集・開催される。

第5条 事務局を木と人・出会い館におく。

〒780-0841 高知県高知市帯屋町2丁目3-1

(附則)

第6条 本規約は平成22年6月10日より施行する。